

公 示 送 達 書

所沢市告示第416号

令和8年9月15日

下記の書類は、当市介護保険課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。
なお、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。

所沢市長 小野塚 勝俊

記

NO	送達すべき書類	被保険者番号	氏名	住所
----	---------	--------	----	----

所沢市告示第 417 号

市道路線供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和 8年 9月15日

所沢市長 小野塚 勝 作

整理 番号	路 線 名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	供用開 始 年月日
1	2-4号	大字南永井字井頭 1055番1地先から 大字南永井字井頭 991番1地先まで	9.0～ 11.0	188.62	告示日
2	2-406号	大字南永井字井頭 1055番1地先から 大字南永井字井頭 1073番2地先まで	11.0	75.54	告示日

所沢市上下水道告示第76号

所沢市上下水道局窓口受付時間に関する規程を次のように定める。

令和8年9月15日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也